

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事 藤田雄山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸高田市吉田町吉田字大賀屋八三〇番一、八三一番、八三二番、八三三番一、八三六番、九二七番、九二九番、九三五番三、九三六番一、九三六番二、九六一一番四、九六二番三、八三三番一地先道路、八三六番地先道路、九三五番三地先道路、九三六番一から九三六番二地先道路、九六一番四から九六二番三地先道路、九三六番二から九六一番四地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安芸高田市吉田町吉田九七五番地

桂芳男